

ID: 1292

担当部署: 住民課

処分の概要	特別療養証明書の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第28条第6項の規定による。 (特別療養給付の申請)</p> <p>第28条</p> <p>6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日